

令和 2 年 7 月 2 日現在

機関番号：34506

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13640

研究課題名（和文）死刑およびその代替刑としての終身刑の手續に関する総合的検討

研究課題名（英文）A Comprehensive Study on the Proceedings of Death Penalty and Life Imprisonment Cases

研究代表者

笹倉 香奈 (SASAKURA, Kana)

甲南大学・法学部・教授

研究者番号：00516982

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では「究極の刑罰」たる死刑の適用が問題となる事件の手續について、日本の制度の特異性や問題点を明らかにすることができた。死刑制度を存置している諸外国においては、死刑判決の言い渡しまでの手續だけではなく、言渡し後にも特別な手續を手厚く保障することがスタンダードになっている。諸外国の制度や議論を参照しつつ、日本の死刑事件の手續の見直しをすることが必要性であることがあらためて明らかにされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

死刑事件の手續に着目した本格的な研究は、これまで日本の学界にはほとんど存在しなかった。理念の争いになりがちな死刑制度そのものの存廃論を超えて、噛み合った議論をするために、まずは適正な手續が死刑事件において確保されているかという観点から現在の制度を分析する必要性が存在する。本研究では、そのような視点から、日本の死刑事件の手續の問題点に関する知見を得ることができた。

研究成果の概要（英文）：This research focused on the procedure of capital cases. It revealed the peculiar and problematic features of the Japanese procedure leading up to and after the death sentence. In other retentionist countries, especially in the United States, the so-called “super due process,” a heightened level of procedural guarantee is ensured in capital cases. This research revealed the need to reform the Japanese system from a procedural perspective.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：死刑 終身刑 適正手續 アメリカ法 死刑事件の手續 スーパー・デュー・プロセス

## 1. 研究開始当初の背景

死刑が「窮極の刑罰」であることについては異論がない(最判 S.23.3.12; 最決 H27.2.3 など)。無実の者が誤って死刑にされること(冤罪)だけでなく、死刑が相当でない事案に死刑が適用されること(量刑誤判)も許されない。死刑制度自体を存置するべきか、廃止するべきかという立場にかかわらず、このことに争いはない。しかし、日本の刑事手続では、死刑事件が特別のものとして扱われていない。ある事件が死刑事件かが明確になるのは、ようやく公判審理の最後の論告求刑段階である。そこで、検察官は早期の段階で死刑を求刑するの否かを明らかにした上で、死刑事件にふさわしい手続保障が行われるべきではないかと批判されてきた。このほかにも、公判手続における事実認定と量刑の手続を二分すべきである、量刑事情として被告人の特性に関する事情(一般情状)が十分考慮されていない、死刑評決の全員一致制を採用すべきである、判決確定後の手続保障がないなど、多くの課題が指摘されてきた。以上の状況にもかかわらず、死刑事件の「手続」に着目した本格的な研究は、これまでの日本の学界にはほとんど存在しなかった。死刑事件の手続については他の事件とは別の配慮をする必要がないのか、現在の手続に問題がないのかという点は十分に議論されてこなかった。理念の争いになりがちな死刑制度そのものの存廃論を超えて、噛み合った議論をするために、まずは適正な手続が死刑事件において確保されているかという観点から現在の制度を分析する必要性が存在した。

## 2. 研究の目的

「1. 研究開始当初の背景」で述べたとおり、日本では死刑に関する手続的な観点からの研究が発展してこなかった。そこで本研究は、死刑を言い渡す手続が「究極の手続」である必要があるという点を出発点に置く。さらに、現在、死刑に代わるような刑罰(終身刑)についての議論が活発化するなか、そのような代替刑の手続についても考察することを目的とした。究極の刑罰を言い渡す際の手続の在り方について、実態調査や諸外国の最新の動向を踏まえつつ、捜査・公判・確定後の再審段階を含め総合的な検討を行うことを目指した。

現状の日本の死刑制度を客観的かつ国際的な視点から検証し、その手続面に焦点をあてて総合的に見直す。このことで、日本の制度の問題点を体系的に明らかにするとともに、死刑事件の手続の適正さを確保するための方策を考察する。さらには、死刑の代替刑としての導入が主張される終身刑の手続のあり方についても、理論的・実証的調査や国際的な動向の調査を行うことで検討・提言するということが、本研究の目的であった。

## 3. 研究の方法

本研究は当初、3つの目標を設定した。

第一に日本の死刑事件の手続を、関連する国内法、学説、実態調査、関連諸科学、国際実行、国際法等に照らして客観的かつ総合的に検証し、「適正手続」という観点から捜査・公判から再審にいたるまでの各段階について問題点を抽出することである。その際には、死刑の手続が他の事件の手続と異なるべき部分があるとすればどのような点なのか、死刑事件特有の「適正手続」が想定できるのかという理論的な検討を行う。第二に、死刑と適正手続の関連に関する議論が発展しているアメリカの議論を参考にしつつ、どのような手続的な要請・基準を満たす必要があるのかを明らかにすることである。第三に、死刑の代替刑としての終身刑制度(あるいは現在の日本の無期懲役制度)について、上記と同様の観点からの検討を行うことである。以上のような3つの論点についての研究を踏まえ、日本における死刑とそれに代替する終身刑の手続の設計を検討することが、本研究の目的であった。

そこで、これらの3つの目標を達成するために、主として国内外の文献調査を行った上で、同じく国内外の死刑事件に関わる弁護士や団体からの聴き取りを行うことによって実態の把握を行うこととした。また、研究の成果を、研究論文の執筆・公表と学会や研究会、各種講演会などにおける報告によって公表した。研究の途中で、国内外の研究者との意見交換を行ったり、各地の弁護士と実際の事件に関する意見交換を行ったりすることで、さらなる研究の深化を達成することができた。このようにして新たに出現した論点について検討することができ(例えば、後述する死刑判決後の上訴取下げの問題)、また当初予定していなかった東アジアにおける死刑の制度や手続についても文献及び実態調査をすることができた。

## 4. 研究成果

### (1) 各年度における研究成果

本研究は、各年度において以下のとおり研究を進めた。

初年度であった2017年度は、基礎的な研究として文献収集と国内の実態調査研究・分析を行うほか米国の研究を進め、以下の成果を得た。第一に、日米の最近の死刑・終身刑に関する議論につき、文献調査を行った。死刑についていえば、死刑事件における減輕証拠の調査のあり方、最近のアメリカにおける精神障害者の死刑執行に関する議論(判例及びABAの2016年 Mental Health Standards など)や、21歳以下の若年者の死刑執行に関する新たな議論(ABAの2018年

2月提言111号)などの調査を実施した。また、アメリカの終身刑制度の問題点についても調査した。絶対的終身刑は死刑の代替刑として導入された側面もあるが、死刑を言い渡される者が減少した数より絶対的終身刑受刑者が増加した数の方がはるかに多いこと、終身刑が言い渡されうる犯罪が絞り切れていないこと、死刑事件にくらべて絶対的終身刑の事件については手続的保障が非常に弱いこと、犯情に注目した刑の言渡しが行われており、将来の危険予測が困難であること、処遇プログラムが未開発であることなど、終身刑制度には多数の問題があることが浮かび上がった。総じて、アメリカの終身刑制度は「適正手続なき隔離政策」となっていることが明らかになった。

第二に、以上を踏まえ、この分野について詳しい専門家を交えて日本犯罪社会学会大会(2017年9月)にて終身刑に関するラウンドテーブル「死刑と無期の間：終身刑問題をどう考えるか」を主催し、研究報告を行った。終身刑事件の適正手続の構成のあり方、様々な国でどのように終身刑受刑者の「特別なニーズ」を把握しているのかを検討する必要性が明らかになった。

第三に、一般的な誤判・冤罪や冤罪原因に関する研究を進めることによって、適正な刑事手続のあり方についての幅広い検討を深めた。

2018年度は、アメリカにおける死刑事件の手続の研究と、終身刑をめぐる議論の研究を深めた。成果としては第一に、アメリカで死刑事件について保障されている適正手続の内容を、公判前の段階から判決後の段階にいたるまで総合的に確認することができた。2019年3月にはワシントン州で調査を行い、死刑事件に関わる弁護士から減軽証拠の調査のあり方について具体的に聞くことができた。

第二に、このような実態調査を踏まえ、アメリカにおける死刑事件の適正手続保障と死刑制度の衰退との関係性を明らかにすることができた。ワシントン州においては2018年10月に州最高裁が州の死刑制度が違憲であるとの判断を行ったが、この判決にいたるまでの具体的な弁護活動の詳細や、その他死刑制度をめぐるキャンペーン、一般的な死刑制度の運用のあり方について、州最高裁判事、キング郡検事正、NPO・NGO等への聴き取り・意見交換を行うことができた。

第三に、アメリカにおいて近年、絶対的終身刑(仮釈放の可能性のない終身刑)のあり方に対する疑義が強まっており、終身刑からの開放を目指すプロジェクトが各地で開始されていること(たとえば、ワシントン州シアトルにおけるClemency Project、マサチューセッツ州ボストンにおけるEmancipation Initiativeなど)、その背景にある絶対的終身刑の問題点などを調査・研究することができた。

以上の研究の過程では、2018年5月に開催された日本刑法学会においてワークショップ「死刑事件と適正手続」のオーガナイザーを務めたほか(内容のまとめを『刑法雑誌』59巻1号(2020年)に掲載)、2018年6月に開催された「日米合同ティーチン：日本国憲法と死刑執行」(主催：龍谷大学犯罪学研究センター)に協力し、アメリカの死刑研究者として著名なキャロル・スタイカー教授、ジョーダン・スタイカー教授らと意見交換を行うことができた。この成果が、2019年3月から『法律時報』で開始された連載「死刑事件と適正手続」に結びついた。これらのほか、大阪弁護士会での終身刑に関する勉強会(2018年11月)やアムネスティ大阪における講演会(2019年4月)にて、研究の成果を研究者・弁護士、一般市民に発信することができた。

最終年度であった2019年度は、研究成果の公表に重点を置いたが、アジアにおける議論を把握するために日本と同じく死刑を存置する台湾の調査を行うことができた。

研究の集大成として論文「死刑事件と適正手続：アメリカにおける議論の現状」を公表した。また、翻訳を担当したデイビッド・T・ジョンソン著(笹倉香奈翻訳)『アメリカ人のみた日本の死刑』(岩波新書)を出版することもできた。後者は適正手続を含む日本の死刑の特異性に焦点をあてるものであり、本研究との関連が深い。

以上の成果について、死刑と終身刑それぞれの手続問題につき、各地の弁護士会(日弁連、大阪弁護士会、京都弁護士会、中国弁護士会連合会等)、学術研究会等において講演や研究発表を行った。

さらに、アジアにおける死刑存置国の議論状況を調査するために、2019年9月には台湾で死刑に関する実態調査を行った。調査では、台湾においても従来は死刑事件の手続についての議論がなかったが、2010年代に入ってから社会の関心を集める死刑事件の弁護において一般情状の立証を手厚くするという弁護実践が行われていること、死刑事件については慎重な捜査・起訴・裁判をするとともに、チーム弁護制を採用するなど、死刑の言い渡しを減らすための努力が行われていることが分かった。台湾の最高法院でも、死刑事件における手続に焦点を当てた判断が近年増えている。特に2013年には、行為者の人格の形成や生い立ちを実証的に検証して死刑を科すか否かの判断をしなければならないとの判断があり、死刑事件弁護の現場でも被告人の「人となり」を立証することによって、死刑判決が回避される傾向にある。アメリカにおける「スーパー・デュー・プロセス」を背景とした減軽のための弁護(mitigation)の発展と、死刑判決言渡しの減少という展開が、台湾においても今後見られる可能性があるとの知見を得ることができた。

## (2)本研究の成果

以上の各年度の研究により、本研究では概要、以下の成果を上げることができた。

第一に、日本における死刑事件の手続において、実務上問題となっている点を死刑判決の前後それぞれについて明らかにすることができた。主としてアメリカにおける手続的な分析により、

明らかになった諸点である。

研究を始めた段階では、主として死刑求刑が問題となる事件の公判手続に焦点をあてることを考えていたが、本研究により、事実認定手続・量刑手続の二分、行為者の減軽事情に関する専門家による調査と証拠調べ、死刑評決の全員一致制などの重要性が改めて確認された。さらに、研究の過程で実際の事件の調査をする中で、第一審公判後の手続において日本では様々な問題があることが改めて明らかになった。

たとえば、被告人による上訴の取下げの問題である。日本では、死刑事件については上訴権の放棄ができないが、被告人は上訴の取下げをすることができる（刑訴法 359 条、360 条の 2）。上訴の取下げは公判廷において行う場合以外、書面で行われる（刑訴法 362 条、刑訴規則 224 条）が、刑事施設にいる被告人については刑事施設の長又はその代理者等に申立を差し出すか、刑事施設の長等がこれを代書することができる（刑訴法 367 条）。上訴の取下げをした者は、その事件についてさらに上訴をすることができない（刑訴法 361 条）。過去には控訴の取下げが無効とされた事案もあるが、そもそも控訴の取下げがあまりに簡単になされてしまう。研究期間中にも実際の事件でもこの点が問題になった例があったことから、2019 年度はこの問題につきアメリカとの比較を行いながら研究を進めた。被告人による衝動的な上訴取下が簡単にできてしまう日本とは異なり、アメリカでは、裁判官による審問が開かれ、任意で有効な上訴取下であるかが判断される。取下が有効であったか否かの認定は証拠に基づいたものでなければならず、審問では専門家による被告人の精神状態の判断が行われ、放棄の真摯性について裁判所自らが被告人と会ったうえでチェックしなければならない。極めて重要な死刑事件の上訴権の放棄・上訴の取下げについて、精神科医や弁護士、その他の関係者らの意見を聞いた上で、被告人の真意を裁判所自らが検討し判断することは、手続的には最低限の要求である。このようなアメリカの状況と比較して、日本のあり方は手続的に大きな欠陥を抱えていることが明らかになった。

さらに、再審請求中の死刑執行の問題についても集中的に検討することができた。日本ではここ数年、死刑確定者が再審請求中であるにもかかわらず、死刑が執行される例が見られるようになった。この点についてもアメリカの状況と比較することで日本の特殊性が明らかになった。アメリカでは、死刑確定者の受刑能力や執行プロトコルへの異議申し立ての時間を確保するため、確定者への告知は執行の 30 日から 90 日前までに行われる。執行の日取りが決まれば確定者の精神状態を判断する手続が開始され、恩赦手続も進められる。告知がなければ執行はなく、有罪判決後の手続が進行中の場合にも執行されない。執行はすべての手続が尽くされた後でなければ行われない。このような権利は、裁判所へのアクセスの権利や適正手続条項によって保障されている（スタイカー&スタイカー（笹倉香奈翻訳）「死刑と憲法的規制：アメリカと日本の比較」法律時報 91 巻 5 号（2019 年）参照）。

以上のとおり、死刑判決後の手続についても日本の制度には適正手続の観点からみた重大な問題があることが確認できた。

第二に、本研究では、アメリカにおける死刑・終身刑事件の手続の問題点の最新の状況を明らかにすることができた。アメリカでは死刑事件については連邦最高裁の判例によって特に手厚い手続保障（スーパー・デュー・プロセス）が保障されており、さらに死刑を存置している州においては、このような連邦憲法上の手続保障をさらに実効化するための手続的整備が行われている（詳細につき、笹倉香奈「死刑事件と適正手続：アメリカにおける議論の現状」法律時報 91 巻 5 号（2019 年））。これに対して、終身刑事件については同様の手続保障が存在しない。しかし、最近、アメリカにおいては終身刑のあり方を見直す動きが出てきている。たとえば、年少者に対する絶対的終身刑制度については、その必要的言い渡しが連邦最高裁によって違憲であると判断され、各州では年少者に対する絶対的終身刑制度そのものを州憲法違反する例も出てきている。このような動きは、知的障がい者や年少者に対する死刑の言い渡しを段階的に禁じた上で死刑制度の適用対象をカテゴリカルに縮小していったアメリカの過去の動きと似る。いわゆる三振法（重罪について 3 回有罪を言い渡された場合には、自動的に絶対的終身刑となるという制度を定めた法）の見直しも行われつつある。各州では絶対的終身刑の被拘禁者を釈放するための新たな民間の動きも出現している。学界や実務において、絶対的終身刑につき適正手続を拡充していくことの必要性に関する議論の萌芽が見られることも明らかになった。

第三に、東アジアにおいて死刑を維持している台湾の死刑事件の手続についても、明らかにすることができた。台湾では死刑の手続面に注目されたことはなかったが、前述のとおり、最近の最高法院における判例の発展とともに、とりわけ行為者の情状に注目した証拠調べの重要性が再確認されている。台湾においても、一般情状（減軽証拠）の扱いに関して議論の高まりが見られることは、日本の死刑事件の手続について考えるにあたって示唆的である。

本研究では、当初、ヨーロッパにおける終身刑をめぐる議論についても研究を進める予定であった。しかし、研究の過程で、アメリカの状況を集中的に研究し、さらに東アジアにおける死刑を巡る議論の研究を行うことによって死刑事件と手続の問題について日本の特異性をいっそう際立たせる成果を上げることができた。代替刑として提案されている終身刑を巡る手続のあり方についても、アメリカの例を中心に検討することができた。ヨーロッパにおける終身刑を巡る議論については文献調査にとどまったが、残された課題として引き続き研究を深めたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 91巻5号
2. 論文標題 死刑事件と適正手続：アメリカにおける議論の現状	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 129-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 22
2. 論文標題 死刑確定者たる最新請求人と再審請求弁護人との書類等の授受	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 199-202
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 90
2. 論文標題 科学的証拠の検証	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 148, 153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 756
2. 論文標題 冤罪防止と日本型司法取引	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 57, 61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 58(3)
2. 論文標題 死刑事件と適正手続	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 536,543
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 笹倉香奈
2. 発表標題 死刑事件と適正手続 (ワークショップ)
3. 学会等名 日本刑法学会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 笹倉香奈
2. 発表標題 アメリカにおける終身刑の現状
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kana Sasakura
2. 発表標題 Two Decades of Criminal Justice Reforms in Japan and the United States
3. 学会等名 Asia Law and Society Association Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 丸山 泰弘、岡本 吉生、村尾 泰弘、須藤 明	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 258-272
3. 書名 刑事裁判における人間行動科学の寄与 : 情状鑑定と判決前調査	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----